訪問看護重要事項説明書

（訪問看護・介護予防訪問看護）

利用者：　　様

特定非営利活動法人かんわ

事業者：かたくら訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書　〔令和７年６月現在〕

訪問看護サービスの提供開始にあたり、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人かんわ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区片倉 1-24-3 まるあびる 101
代表者(職名・氏名)	理事　福澤　邦康
設立年月日	平成 19（2007）年 7 月 19 日

2 利用事業所の概要

(1)事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人かんわ　かたくら訪問看護ステーション
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区片倉 1-24-8 フラワーマンション片倉1階
電話番号	045－565－9726
事業所番号	1460290254
医療機関コード	0290254
主たるサービス提供地域	神奈川区全域　※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2)営業日及び営業時間

営業日	原則　月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分 ～ 午後5時30分
休業日	原則土曜日・日曜日及び国民の祝祭日ならびに年末年始

(3)職員体制

職種	職務内容	常 勤	非常勤	計
管理者	・主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ・従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名	０名	1名
看護職員	・訪問看護計画に基づき、サービスを提供します。 ・訪問看護の提供にあたっては、適切な技術をもって行います。	３名	１名	４名

3 事業の目的、運営方針

＜事業の目的＞

要介護状態と認定された利用者様に対して、訪問看護のサービスを提供し、ご利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的とします。

＜運営の方針＞

24 時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

(1)訪問看護は、利用者様の居宅において看護師、理学療法士等が、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示、居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画、具体的なサービス内容を記した訪問看護計画により次のサービスを行います。

1)療養上の看護

①病状や全身状態の観察
②清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
③食事(栄養)の援助
④排泄の援助
⑤ターミナルケア
厚生労働省のよる「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえ、利用者様やその家族の希望に応じたターミナルケアを行います。
⑥認知症高齢者等の看護
⑦療養生活や看護方法の指導
⑧服薬指導

2)診療の補助

①褥瘡の予防・処置
②カテーテル等の管理
③その他医師の指示による処置

3)リハビリテーションに関すること

看護職員とリハビリ職との連携の上でのサービスを行います。

4)家族支援に関すること

①在宅療養を継続するために必要な援助相談
②家族の健康管理

(3)下記の訪問看護サービスのご利用については、利用者様の同意のもと行います。

□ かたくら訪問看護ステーションの 24 時間緊急体制により、緊急時の電話による相談又は訪問看護をご利用する為、緊急時訪問看護加算又は 24 時間対応体制加算を算定することに同意します。

5　サービス利用料金及び利用者負担金

(1)サービス利用料

1)介護保険の場合

要介護認定を受けている利用者様の訪問看護サービス利用料は、厚生労働大臣が定める保険対象総額(＝合計単位数×地域単価２級地加算 11.12)から保険給付分９割または８割、7割を差し引いた金額がご負担金額となります。(別紙参照)

2)医療保険の場合

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、医療保険の法定利用料の合計金額をご加入の保険給付が自己負担割合額となります。
(別紙参照)

3)その他の料金について(保険外費用・税抜表示・円)

交通費(訪問毎)	片道１㎞　未満	0
	片道１㎞　毎に	100
延長料金 (サービス提供時間が１時間 30 分を超えた場合)	30 分毎	4000
自費による訪問看護	30 分毎	4000
	＊31 分毎(営業日以外)	5000
	12/29～12/31	＊+3000
	1/1～1/5	＊+5000
在宅以外での訪問看護	60 分まで	8000
受診の同行	120 分まで	5000
死後の処置		(税込)26000

(2)サービス中止(キャンセル)の料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急当事業者にご連絡ください。ただし、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は頂きません。

キャンセル料	容態急変・入院時、及び前 17 時迄の連絡	0
	前日、午後5時以降の連絡	特別利用負担金額の５割

(3)料金の支払方法

毎月月末締めとし、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたします。お支払は自動引き落とし(利用者様の取引金融機関から引落し)をおすすめしております。
自動引き落としの場合、ご利用月の翌月27日前後に引き落としさせて頂きます。
お支払が確認しましたら、必ず領収書をお渡し致します。

6 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業者の職員がお伺い致します。
訪問看護の提供の開始が決まり次第契約を締結するとともに主治医の指示を文書で受け、これに基づき訪問看護計画書を作成し、利用者様へ内容ご説明後サービス提供を開始致します。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の居宅介護支援専門員とご相談ください。

※本サービスの提供の為、利用者様の介護保険証・医療保険証の確認をさせていただきます。

(2)本サービスの利用の終了

1)利用者様のご都合で本契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

2)当社の都合で本契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知致します。

3)自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了致します)

①ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
②介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合　※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
③利用者様が亡くなられた場合
④その他、利用者様の都合で、訪問する機会が１ヵ月以上ない場合

4)その他

①当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
②利用者様が、サービス利用料金の支払いを ２ ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどのハラスメント行為(1, 身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げつける、胸ぐらをつかむ等の行為。2,精神的暴力(大声を出す、威嚇・脅迫する、侮辱する、SNS 等へ誹謗中傷を書き込む等の行為)、3 セクシャルハラスメント(不必要な身体への接触、卑猥な発言、性的な要求等の行為)、4 カスタマーハラスメント(不当な金銭要求、過度なサービスの強制、長時間の拘束・叱責等の行為)等を行った場合は、当社の判断により通知することで、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
③当日の健康チェックの結果、利用者様の体調が悪い場合、リハビリや入浴等のサービスを変更または中止することがございます。
④ご利用中に体調が悪化した場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族等に連絡した上で、適切に対応致します。
⑤他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場

合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、リハビリ・入浴等のサービスのご利用はお断りさせていただく場合がございます。

7 緊急時及び事故発生の対応方法

本サービスの提供にあたって、利用者様のご容体の変化等があった場合、事故が発生した場合、その他緊急の事由が生じた場合には、当利用者様から通知を受けた緊急連絡先に対して連絡を行うとともに、医師と共同してその他必要な措置を講じます。

また本サービスの提供に際し、当事業者の責めに帰すべき事由により、利用者様の生命、身体又は財産に損害が発生した場合には、当事業者はご利用者様に対し、速やかに当該損害の賠償を行います。

8 衛生管理等について

看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、また訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

9 秘密保持と個人情報の保護

当事業者は、本サービスを提供する上で知り得た利用者様およびそのご家族の秘密を、正当な理由もなく第三者に開示致しません。この義務は、本サービス提供が終了した後も継続いたします。また利用者様又はそのご家族の個人情報は、事前の書面による同意を得ない限り、取得や利用、第三者に提供いたしません。

10 虐待の防止について

当事業者は利用者様の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、職員が利用者様その家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11 サービス内容に関する苦情

(1)当事者 利用者様苦情窓口

窓口	電話	受付時間
かたくら訪問看護ステーション	045-656-9726	月～金 8:30～17:30

(2)その他の相談・苦情窓口

窓口	電話	受付時間
1)神奈川区役所高齢・障害支援課	045-411-7019	月～金 8:45～17:00
2)-1 神奈川県国民健康保険団体連合会	0570-022-110	月～金 8:30～17:15
-2 介護保険課介護苦情相談係	045-329-3447	
3)横浜市コールセンター(介護保険)	045-664-2525	年中無休 8:00～21:00」
4)横浜市医療安全相談窓口(医療保険)	045-671-3500	月～金 8:45～17:15

5)はまふくコール(事業所相談)	045-263-8084	月～金　9:00～17:00

12 職員の研修

職員の質的向上を図るため研修の機会を次の通りに設け、業務体制を整備しています。

(1) 採用時研修 採用後3か月
(2) 継続研修 年1回以上
(3) 虐待防止に関する研修 年1回
(4) 権利擁護に関する研修 年1回
(5) 認知症ケアに関する研修 年1回
(6) 感染症に関する研修 年1回

令和　　年　　月　　日

訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して重要事項を説明し、交付いたしました。

(指定訪問看護サービス事業者)

住所　神奈川県横浜市神奈川区片倉1－24－8 フラワーマンション片倉1階
事業者名 特定非営利活動法人かんわ かたくら訪問看護ステーション

管理者:　　㊞

説明者:

私は契約書及び本説明書により事業者からの重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

(利用者)

住所:

氏名:　　㊞

電話番号:

(代理人・ご家族代表)

住所:

氏名:　　㊞

電話番号:

続柄 :

個人情報の取り扱いについて

かたくら訪問看護ステーション（以下：当事業者）では、個人情保護法の内容に沿った個人情報の取扱いを進めてまいります。連携する医療・介護機関との情報促進を目的とした情報共有手段として、関係者に限定したインターネットサイトやメールを使うこともございますので、ご理解いただきます様お願いします。

【利用目的】

当事業者でお預かりする個人情報につきましては、医療・介護サービス提供のために利用し、法令に基づく場合および本人の生命・健康・財産の重大な利益を保護する場合を除き、ご本人の同意を得ることなく他に利用および提供、委託することはございません。

【提供・委託について】

医療・介護サービス提供のため、お預かりした個人情報を次に掲げる場合、書面または口頭にて提供する場合がございます。

1 医療・介護サービス

（ア） 当事業者での医療・介護サービスの提供
（イ） 他の病院・診療所・助産所・薬局・訪問看護・介護サービス事業者等との連携
（ウ） 他医療・介護機関等からの照会への回答
（エ） 外部の医療介護者等に意見・助言を求める場合
（オ） 検体検査業務等の業務委託
（カ） ご家族等への病状説明
（キ） 厚生労働大臣、都道府県知事、市区町村への報告
（ク） その他、利用者様へのサービス提供に関する利用

2 介護費用等請求業務

（ア） 当事業者での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
（イ） 審査支払機関へのレセプトの提出
（ウ） 審査支払機関または保険者からの照会への回答
（エ） 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
（オ） その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3 当事業者の管理運営業務

（ア） 会計・経理
（イ） 医療介護事故等の報告
（ウ） 医療介護サービスの向上
（エ） その他、当事業者の管理運営業務に関する利用

4 賠償責任保険などに係わる医療介護に関する専門の団体、保険会社等への相談・届出等

5 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

6 当事業者内において行われる実習への協力

7 医療介護の質の向上を目的とした当事業者内での症例研究

８ 外部監査機関への情報提供

【個人情報を与えることの任意性および当該情報を与えなかった場合に生じる結果】
当事業者にいただく個人情報のご提出は利用者様の任意です。ただし、情報を正しく届出されない場合は、サービス提供上支障をきたす、若しくはサービス提供が不可能となる場合があることをご了承ください。

【保有個人データの利用目的、通知、開示、訂正、追加および削除、利用停止や消去、または第三者への提供の停止の求めの手続きおよび苦情・お問い合せ】
上記のうち、ご同意いただけない事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がない場合はご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。これらについては、いつでも変更することが可能ですので、ご意向に沿わない事項についてはお申し出ください。

神奈川県横浜市神奈川区片倉 1-24-8 フラワーマンション片倉1階
特定非営利活動法人かんわ かたくら訪問看護ステーション
（事業所番号：1460290254）
（医療機関コード：0290254）
TEL 045－565－9726
（受付時間：月～金 08:30～17:30）

令和　　年　　月　　日

個人情報の取り扱いについて説明し、交付いたしました。
（指定訪問看護サービス事業者）
住所　　神奈川県横浜市神奈川区片倉1－24－8 フラワーマンション片倉1階
事業者名 特定非営利活動法人かんわ かたくら訪問看護ステーション

管理者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

説明者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者からの説明を受け同意いし交付を受けました。
（利用者）

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（代理人・ご家族代表）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

続柄　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿